

神社祭式行事作法「警蹕」の沿革と帰趨

足立涼

□要旨

現行の神社祭式行事作法に規定される「警蹕」は、御扉開閉の間、降神詞奏上の間、渡御の間に「オ——」と発声して行はれる。

警蹕の原義は、天子や天皇が移動するときに、人々に不敬無きやう注意するために行はれるものであり、漢籍や我が国の古典からもその例が散見される。尊いものが出入りするといふ共通点から、伏見稻荷大社は社殿の扉の開閉に警蹕を採用し、明治時代に神社祭式行事作法が制定される際に、それが規定された。また降神においても同様の理由から警蹕が行なはれることがあり、昭和十七年の作法改訂の際にそれが規定された。渡御の場合も同様の理由から警

蹕が行なはれ、現在も行なはれてゐる。

また神饌や幣帛が献られる際にも、それらが尊ばれたからか警蹕が行なはれることがあつたが、それは神社祭式には規定されなかつた。

警蹕の在り方は時代によつて変遷があるものの、「衆人を警する」といふ本義は一定としてゐることが確認された。

□キーワード

警蹕 みさきおひ 神社祭式行事作法 御扉開閉
隆神

一、問題の所在

神社祭式に於ける現行の警蹕の作法は、神社本庁によつて次のやうに規定される。

平伏又は磬折して「オ」の音を長く引きて唱ふ。

附記

警蹕は降神、渡御及び御扉開閉のとき等に之を行ふ。

「降神」とは、神社本庁の規程では鎮座祭など新たに神社を創建する際に、そこに神に鎮座していただくことである。ゆゑに「昇神」は規定されない。しかし多くは地鎮祭など神社ではないところで臨時の斎場を設け、そこに神など神を依らせるものを用意し、そこに神に降りてきていただくことでもある。「渡御」とは、遷座祭や神幸祭などに於いて、神体が社殿から出御し、移動することである。

「御扉開閉」とは、社殿の扉を開け閉めすることである。これには前述の渡御に伴ふ神体が出入りするための開閉と、神社の祭典は大祭、中祭、小祭に区分されるが、うち中祭・大祭では通常扉を開け、その中に神饌を献るので、そのための開閉がある。

「警蹕」はかういったときに行はれる。警蹕を発声する役目

である「警蹕所役」が、発声すべきときに「平伏又は磬折」つまり上体を四十五度曲げて（坐つてゐる状態で行ふことを「平伏」、立つてゐる状態で行ふことを「磬折」と云ふ）、「オ——」と発声する。これによつて祭典に厳肅性がもたらされる。

さて今日神社本庁傘下の神社ではどこでも統一された祭式が行はれてゐるが、明治以前までは統一された作法はなく、神社ごとに種々多様であつた。しかし明治維新によつて神社が国家の管理下になつた際、神社での祭式を統一する必要が生じ、明治八年に式部寮達「神社祭式制定ノ件」を以て神社祭式が体系化され、明治四十年、内務省告示第七十六号「神社祭式行事作法制定ノ件」によつて作法の統一がなされた。

以後、昭和十七年の内務省告示第六百八号「神社祭式行事作法改正ノ件」により改訂され、戦後、神社は国の管理を離れ神社本庁の管轄下となり、昭和二十三年の神社本庁通達第十一号規程第十号「神社祭式行事作法制定の件」によつて改めて作法の制定がなされ、昭和四十六年の神社本庁通達第二号規程第七号「神社祭式行事作法の全部を変更する規定」、平成二十年の神社本庁通達第二号規程第九号「神社祭式行事作法の一部を変更する規定」による改訂を経て、現在に至つてゐる。

このやうに明治四十年の作法制定以降、四回の改訂があつた訳であるが、警蹕のあり方もそのやうな中で変遷がある。本稿

は、明治以前、また更に古くは警蹕がどのやうな形であり、それがどのやうに神社祭式に取り入れられ、現在に至つてゐるのかを確認することを目的とする。

なほ警蹕の発音は、今日は規程にあるやうに「オ」であるが、昭和十七年以前は「ヲ」であり、更に古くは「オシ」「ヲシ」「ケイヒ」などと発声された例もあった。現在は国語学者たちの研究により「オ」が正しいとされており、本稿ではその変遷については詳しく述べない。

二、神事以前の警蹕

「警蹕」はそもそも漢語であり、漢籍に複数用例が確認できる。『周礼』三十二⁽²⁾には

掌_二宮中之事。(注)蹕、謂止_二行者_一清_一道。

とある。これは「蹕」のみの例である。注によれば「行く者を止める」とあるといふ。これだけでは行人を止めるためにどのやうな行為を行つてゐるのか、声を出してゐるのかどうかが分からぬ。

『史記』五十八梁孝王世家⁽³⁾には

得_レ賜_二天子旌旗、從_二千乘万騎、出称_レ警、入言_レ趨擬_二於

出言_レ趨、入言_レ警

とあり、この「出言_レ趨、入言_レ警」といふ文言は、①「出るといふ行為を「趨」と称し、入るといふ行為を「警」と称す」②「出るときに「趨(といふ名称の何らかの音声)」を発声し、入るときに「警(といふ名称の何らかの音声)」を発声する」③「出るときに「趨」と発声し、入るときに「警」と発声する」といふ三通りの解釈が考へられるかと思ふ。『新編漢文大系』は「出づれば趨と詠ひ、入れば警と言ふ」と書き下してをり、③の解釈であると読み取れる。文脈からして①ではないと思はるので、②か③かは分からぬが、いづれにせよここでは音声を発してゐることが確認でき、また警と蹕とに使ひ分けがあることが確認できる。⁽⁶⁾

『漢書』列伝十四淮南厲王⁽⁶⁾には

厲王以_レ此帰國益恣、不_レ用_二漢法_一出入警蹕

とある。ここでは警と蹕との使ひ分けがなくなつてゐる。

また『漢書』列伝十七文三王⁽⁷⁾では

得_レ賜_二天子旌旗、從_二千乘万騎、出称_レ警、入言_レ趨擬_二於
天子。(注)警者、戒肅也。趨、止_二行人_一也。

とある。これは史記の記述と酷似してをり、それに倣つたものかと思はれる。但し史記では「出言_レ趨、入言_レ警」とあるのに対し、ここでは「出称_レ警、入言_レ趨」とあつて逆になつてゐる。その理由は不明と云ふ外ない。注に「警者、戒肅也」

「趨、止、行人、也」とある通り、やはり使ひ分けがなされ、その目的がやや異なつてゐるやうである。

〔後漢書〕楊秉伝には

王者至尊、出入有常警蹕而行。

とあり、ここでは完全に使ひ分けがなくなつてゐる。

これらの例から、まづ警蹕は天子に対してその動座の際に行はれるものであることが分かる。史記及び漢書文三王の例は天子に対してもないが、「得賜天子旌旗」とあり、「擬於天子」とあるので、天子の旗つまり天子の權威に対して天子と同様に警蹕がなされてゐることが分かる。警と蹕とははじめは使ひ分けがなされてゐたやうであるが、どちらも人々を戒める、人々に注意させるといふ点に於いて相違ないので、そのうち「警蹕」といふ一括りになつたのだと云へる。

一方我が國の典籍では、まづ『日本書紀』繼体天皇元年正月丙寅条に、

遣臣連等、持節以備法駕。奉迎三國、夾衛兵仗。

肅整容儀。警蹕前駕。晏然而至。於是男大迹天皇晏然

自若。踞坐胡床。齊列陪臣。既如帝坐。

とある。これは大伴金村らが繼体天皇を迎へに行く場面であるが、その使ひに対して警蹕が行なはれてゐる。天皇に対する警蹕ではないが「持節以備法駕」とあることからこれは天皇

の權威を備へた使ひであり、天皇の權威に対する警蹕である。

また『日本書紀』天武天皇七年四月丁亥朔・癸巳条には

夏四月丁亥朔。欲幸齋宮ト之。癸巳食レト。仍取平旦時警蹕既動。百寮成列。乘輿命蓋以未レ及出行。十市

皇女卒然病發薨於宮中。由此幽簿既停不得幸行。

とある。これは天皇が斎宮へ行かうとし、警蹕が行はれたが、結局行かなかつたといふ内容である。ここでは純粹に天皇に対する警蹕であり、結果として動座はなかつたものの、その場面に行はれるものである。

また『統日本紀』孝謙天皇天平宝字元年十二月壬子条には

淡海朝廷諒陰之際。義興警蹕。潛出關東。

とある。これは天武天皇の行為が回想される場面であるが、ここで語られてゐるのは壬申の乱の際に天武天皇が吉野から出立し拳兵する場面である。このとき天武天皇はまだ即位してゐないが、天武天皇が正統な天皇となつたことは孝謙天皇の時代には分かつてゐることであるし、「義」とあることから、ここでは天皇の權威に対する警蹕であらう。

なほここで「警」字は明暦三年版本では「驚」字になつてゐる。『日本古典文学大系』は「義をもちて興し蹕を驚せしめ」と訓読してゐる。神宮文庫本などでは「警」であり、「驚」は「警」を誤写したものかとも考へられるが、「驚」であつたとし

ても文脈に大きな齟齬はないと思はれる。

また『日本後紀』桓武天皇延暦十八年二月乙未条には⁽¹³⁾

此時僧道鏡得「幸於天皇」出入警蹕。一擬「乘輿」號曰「法王」。

と道鏡のことが回想される場面がある。驚くことに道鏡に対して警蹕がされてゐるのである。その理由としては「得」幸於天皇」とあることから、天皇の寵幸を得ることによってその権威を得たからか、あるいは「法王」といふ道鏡だけの特別な地位に対してのものだったからかもしれない。いづれにせよ「法王」は天皇から賜つた号があるので、天皇の権威が関与してゐるのは明白である。

『延喜式』七践祚大嘗祭には⁽¹⁴⁾

辰日卯一点還廻立殿、其儀如初、易御服遷宮、警蹕
侍衛如常儀

とある。これは大嘗祭の際、天皇が本儀を終へて廻立殿に帰られるところであるが、そこでも警蹕が行なはれる。

また『延喜式』十九式部下の「出雲国造奏『神寿詞』」の項に⁽¹⁵⁾

更復入京奏「神寿詞、聞^音警蹕聲」^{昌門外、後箭亦同}列立会
とある。出雲国造の神寿詞は天皇に対して奏上されるものであるので、これは天皇が御出されるときの警蹕の声を聞いて、会昌門の外に立ち並べといふことであらう。

平安時代中期に源高明が記した『西宮記』には、「辰儀出入警蹕事」の項に⁽¹⁶⁾

凡辰儀出入之時、左右大将以下称「警蹕」、（中略）又辰儀入御之時、出居將一人称「警蹕」

とあり、天皇の出入りの際に警蹕を行ふことが記されてゐる。
大江匡房の『江家次第』に一条兼良が解説を加へた「江次第抄」⁽¹⁷⁾には、

出警人蹕唐礼也、故天子出御之時、近仗称「警」、入御之時称「蹕也、

とある。兼良は唐代の書籍を参考にしたと思はれるが、「天子」とある点、警と蹕とが使ひ分けられてゐる点などから、漢籍を模した記述であると見て取れる。

以上の例から、漢籍では対象が天子であるやうに、我が国に於いては天皇を、または天皇の権威を対象として警蹕が行なはれてゐたことが確認できる。⁽¹⁸⁾その意義は天皇の動座に際して人々の不敬無きやう、人々に注意せしめること、漢籍と同様であった。

『日本書紀』の北野本や穗久邇文庫本などの写本は「警蹕」に「みさきおひ」といふ訓を与へてゐる。和語「追ふ」には「貴人が通るときに、お供の者が前方の人を去らせる」といふ意がある（『日本国語大辞典』等）が、それはつまり貴人の動座に

先だって貴人が問題無く通れるやうにするものであつた。

和語「みさきおふ」と漢語「警蹕」とがいつごろ融合したの

かは不明であるが、少なくとも日本書紀の写本の段階、——北

野本の天武天皇二十九巻は平安時代末期から鎌倉時代の写とさ

れ、穗久邇文庫本は応永三十(一四二三)年の写とされる——。

その段階で漢語「警蹕」を和語「みさきおふ」と訓ませるのは、両者の間にさほどの意味の乖離がなかつたことを示すものである。その意義は、天子・天皇の道行の際に衆人を戒め不敬とならぬやうするためであつた。

但し時代が降ると、伊勢貞武が記した『貞丈雜記』四官位に

警蹕と云は、天子出御の時御先はらひの声を云也

とあり、同じく『安齋隨筆』二十八⁽²⁾に

吾朝の警蹕は近衛司天子出行の時御先を払ふにアウ／＼と

声高に呼ばはる事を云ふ

とあり、また蘭田守良の『神宮典略』九祭祀⁽²⁾下には

警蹕は道路の御先をはらふ声なり

とあつて、「おふ」から「はらふ」になつてゐる。

音を以て祓ひ清めるといふ觀念は様々な時代、地域に散見さ

れるが、ここでもそのやうな觀念があつたのだらうか。『周礼』

に「蹕、謂_下止_上行者_下清_上道_下」とあることから、警蹕を発声するこ_上とによつて、その対象が通る道を予め祓ひ清めておくとい

ふ意味合ひもあつたのかもしだぬ。但し意義としては大きくは変はつてゐないと思はれる。

三、御扉開閉に於ける警蹕

以上は天子・天皇に対する警蹕であつたが、それでは神事に於ける神に対する警蹕はどうかといふと、社殿の御扉を開閉する際の警蹕の初見は、伏見稻荷大社の神職の日記である『中社祝秦公祠日記』の文政四(一八二二)年の遷宮の記事⁽²⁾であると思はれる。そこには

次奉迎開_上御戸_下警蹕、一統平伏捲_上簾_下、
(中略)

次奉送閉_上御戸_下警蹕、一統平伏捲_上簾_下

とある。ここでは扉の開閉に於いて警蹕を行つてゐることが確認できる。このやうに稻荷大社に於いて御扉開閉に於ける警蹕が確認できるが、當時その他の神社に於いては行はれてをらず、その例が確認できない。そのことについて、神社本庁が編纂した『神社祭式行事作法典故考究』⁽²⁾は、

稻荷神社では神殿の開閉扉にも警蹕を称へることが稻荷神社史料所収中社祝秦公祠日記に見えてゐるが、之は特例であつて、古書には所見がない。開閉扉の古例は警蹕を称へ

ることなく、乱声を奏したのである。

と述べる。他の神社に於ける扉の開閉には、乱声、つまり龍笛の独奏が行なはれたのである。

警蹕は前章で見た如く、天子・天皇といふ貴人に対して行はれるものであった。御神体もまた、尊いものであるので、稻荷大社はその出入に際して警蹕を行ふことを採用したのであらう。

ところが明治時代になると、明治三十一年に半井真澄が記した『神職宝鑑』⁽²⁸⁾に、

凡て警蹕は開閉扉、降昇神、渡御などの時、衆人を警する

と記されるに至る。この書物の位置付けは難しいところであ

り、当時どこまで普及してゐたかは不明である。平成元年に刊行された本書の復刻版では、出雲路敬直氏が「刊行當時、この

書物が全国的にどの程度普及したかは知る由もないが、少なくとも京都の神社では座右に置いて日々の祭事に活用されていた

ことが、今も各社の書架に蔵されていることからも窺い知られる」と述べてゐるところである。

神職宝鑑に前述のやうにあるといふことは、出雲路氏の記述に従ふのであれば、刊行當時、少なくとも京都の神社では、御扉の開閉に際して警蹕が行なはれてゐたと云ふことが出来る。

『中社祝秦公勅日記』の記述にある文政四年から、『神職宝鑑』

が記された明治三十一年の七十八年の間に、柳田國男が提唱した「方言周闇論」の如く、稻荷大社を中心に開閉扉の際の警蹕が広がつてゐたのではと考へる。

そのやうなことがあって、明治四十年の祭式作法制定に当たつても、「衆人を警する」ための警蹕が祭式作法に規定されたと考へられる。その規程は、

斎王（中略）御扉ヲ開ク時間奏樂音（後略）
斎王（中略）御扉ヲ閉デ同平伏（後略）

といふものであり、扉の開閉の間、雅楽の演奏及び警蹕を行ふことを規定するものであつた。

しかし昭和十七年の改訂では、

宮司（中略）之ヲ閉キ此ノ間諸貢平畢リテ側ニ祇候ス
（後略）

となり、奏樂及び警蹕が削除されるやうになる。

この理由について、神社祭式の大家である長谷晴男先生が記した『新訂増補神社祭式同行事作法教本』⁽²⁹⁾（以下『教本』と称す）は、

御扉開閉は、特別な祭典を除く外は、神饌、幣帛を外陣に供するために行ふのであつて、之によつて、神が御動座にならぬのではない。従つて、この際「御先を追ふ声」である警蹕を唱へるのは不可であるとして、之を削除した。

と説明する。ここで云ふ「特別な祭典」とは御神体が社殿の外に出る遷座祭や神幸祭などを指してゐると思はれるが、

『教本』の述べる通り、それら以外の大祭中祭では、神饌や幣帛を外陣即ち御扉の中に供へるために開閉を行ふのであつて、

神自体が動座される訣ではない。規模の小さな神社では内陣と外陣との区別無き社殿もあるが、逆に大きな神社では内陣と外

陣との間に中陣が設けられてゐる社殿もある。外陣に神饌幣帛を献るために外陣の御扉を開けたとしても、中陣、内陣の御扉が開かれることは長谷先生云ふところの「特別な祭典」を除いて無く、神体が動座しないことは明白である。それゆゑ尊いもの動座に際して行はれる警蹕は、ここでは不適合である」と、『教本』の述べる通りである。

しかし昭和二十三年の改訂では、

宮司（中略）之を開き諸員平伏又は警蹕を行ひ畢りて側に祇候し、
警蹕所役本座に復す

宮司（中略）之を閉づ諸員平伏又は警蹕を行ひ畢りて側に祇候し、
警蹕所役本座に復す

宮司（中略）之を閉づ諸員平伏又は警蹕を行ひ畢りて側に祇候し、
警蹕所役本座に復す

より、御扉開閉の間警蹕を唱へることとなつた。

神社祭式行事作法「警蹕」の沿革と帰趨（足立）

と述べる。扉の開閉の間、諸員や参列者は神への敬意を表するために低頭しなければならない。警蹕無きときはそれが損なはれることがあつたといふことであらう。

以後、昭和四十六年には、

宮司（中略）之を開く此の間奏樂警蹕を行ひ諸員平伏又は警蹕を行ひ（後略）

宮司（中略）之を閉づ此の間奏樂警蹕を行ひ諸員平伏又は警蹕を行ひ（後略）

となり、平成二十年にも同様の文言のまま、開閉の間警蹕を行ふといふ規程で現在に至つてゐる。

このやうに、御扉開閉に於ける警蹕は、昭和十七年を境として、以前は「神の御先を追ふ」といふ目的が、以降は「参列者の不注意を無からしめる」といふ目的が強くあるやうであるが、衆人を警するといふ本義は一定としてゐるやうである。

四、降神に於ける警蹕

神を降ろす神事に於ける警蹕の初見は一六八二年に荒木田忠仲が記した『皇太神宮年中行事』の三節祭に先立つて行はれる御ト神事の条であると思はれる。そこには

次以レ笏御琴搖三度、渡別在一警蹕、
次奉レ下レ神。

（中略）

其後又御巫女内人三度御琴搖、警蹕之後奉^レ上^レ神

(中略)

とある。ここでは明らかに警蹕を行つた後に神を降ろす行為を行ひ、神事が終る際は警蹕を行つた後に神を昇らせる行為を行つてゐる。

降神は、何処に居るとも知れぬ神にその祭祀の場に來ていただくことである。それゆゑ、神の動座に当たつてはそれに先立つて人々に注意をさせる必要があり、尊いものがその場に出現在する、その場からゐなくなるといふ点に於いては天子天皇の出御入御と共通してゐるため、神の動座に先立つても警蹕が行なはれるやうになつたのだらう。

六人部是香の記した『私祭要集』⁽³²⁾にも

次神於呂之

執事役 神於呂之と呼ぶ、祭主称唯して、祝詞座につき、再拝兩段拍手兩段して、警蹕オミミ、オミミ三声し、笏を以て琴を三度搖鳴し、平伏して神於呂之の歌を謡ふべし

とあり、その様子が窺へる。両者ともに琴が用ゐられてゐるが、これは記紀の神功皇后の託宣などにあるやうに神を招く方法の一つであらう。

但し例外もあり、古川躬行が記した『神事略』⁽³³⁾上では

次宣^二招神祝詞^一 警蹕

伏又ハ

警蹕スハ

といふもので、祝詞の奏上より先に行ふやうに規定するもので

次宣^二送神祝詞^一 警蹕
とあって、祝詞を奏上してゐる間か、その後に警蹕を行つてゐるやうに読み取れる。その理由は不明と云ふ外ない。

しかし警蹕は、前述の通り尊いものがその場に現れる際に、衆人を警するためのものであると思はれるので、神を降ろす行為に先立つて行ふのが本義であると思はれる。

前述の『神職宝鑑』に「凡て警蹕は開閉扉、降昇神、渡御などの時、衆人を警するを云ふ」とある通り、明治時代には降神に於ける警蹕は広がりを見せてゐたやうである。

明治四十年の段階ではそもそも「降神」といふ行事が神社祭式に規定されなかつた。これは「降神」といふ行事が本来鎮座祭や合祀祭に於いて行はれるものであり、「祭神に関する重要な祭祀であるから、その都度、法令を以て公布することとなつてゐた」⁽³⁴⁾からである。しかし昭和十四年に「護國神社の例祭、鎮座祭及び合祀祭式が公布されたのに伴ひ、その細則として「降神」を、行事の一つに定める必要が生じた」ため、昭和十七年の改訂で降神が規定された。その規程は

次二社司（社掌）祝詞ヲ微音ニテ奏上ス^{奏上ニ先チ警蹕ヲ行ヒ諸員平}

あつた。これについて『教本』⁽³⁸⁾は

警蹕は「御先を追ふ声」であるから、祝詞奏上に先だちて
警蹕を唱へ、奏上の間は「警蹕」を行ふこととした。

と説明する。「警蹕」とは和琴の独奏であるが、これが規定されたのは前述の通り神を招くに際して琴が用ゐられた例が古典に多いことが影響してゐるだらう。いづれにせよこの警蹕の意義は神の動座に先だつて人々に注意させておくことであつた。

しかし昭和二十三年になると、

次に宮司祝詞を微音にて奏上す此の間警蹕及び警蹕を行ひ諸員平伏又は警蹕を行ひ

といふやうに降神の規程が更新され、奏上の間に警蹕を行ふやうになつた。これについて『教本』⁽³⁷⁾は

警蹕については、「奏上ニ先チ」を「此の間」に改めた。

これは前述の通り、祝詞奏上に先だちて唱へたが、警蹕が

終ると、往々にして参列者が、肝心の祝詞奏上の時には、

頭を上げてしまつてゐる場合が多いといふことで改めた。

と述べる。御扉開閉と同様の如く、祝詞の奏上の間には諸員及び参列者は低頭してゐる必要があるが、それが儘ならなかつたやうである。

以後、昭和四十六年には

次に宮司祝詞を微音にて奏上す作法祝詞奏上に準ず此の間警蹕を行ひ諸員平伏又は警蹕を行ひ又は警蹕を行ひ

と「祝詞」が「降神詞」になり、警蹕は祝詞奏上の間のまま、

神社祭式行事作法「警蹕」の沿革と帰趣（足立）

「警蹕」は「奏樂」に改められ、平成二十年も同じ文言のまま、現在に至つてゐる。

このやうに降神に於ける警蹕も御扉開閉と同様、昭和十七年を境として、以前は「神の御先を追ふ」といふ目的が、以降は「参列者の不注意を無からしめる」といふ目的が強くあるが、衆人を警するといふ本義は一定としてゐるやうである。

五、渡御に於ける警蹕

神体が渡御する際の警蹕の例はあまり類を見ないが、先ほども引用した『中社祝秦公杓日記』の文政四（一八二一）年の遷宮の例がある。そこには

次奉迎開御戸警蹕、一統平伏捲簾、

（中略）

次有渡御御先神人執二賢木一発声（後略）

（中略）

次奉送閉御戸警蹕、一統平伏捲簾

とあり、まづ出御入御の瞬間は警蹕を行つてゐる。問題は渡御の間であるが、割注に「神人」が「賢木」を執り「发声」する所である。この「发声」は警蹕とは書かれてゐないが、「御先」とあることから警蹕に近い性質を持つてゐるやうに思へる。

明治になると「神職宝鑑」⁽³⁾には

渡御の警蹕は職員先に立ちて、出御、入御、路次の間、曲折の所々に於て唱ふべし

とあり、出御のとき、渡御の間、入御のとき全てに於いて警蹕を行ふやう書かれてゐる。

私が幾社かの遷座祭や神幸祭に奉仕させて頂いた経験上でも、そのやうに息継ぎを除いて絶えることなく行なはれており、現在に至るまで変はつてゐないと云へる。なほ神社本庁の規程では神社祭式の規程に「次に出御此の間奏」、「次に神幸樂警蹕」などとあるのみで、神社祭式行事作法の規程に具体的にどのやうに唱へるといふ記述はない。

つまり渡御に於ける警蹕は、一般的には衆人を警するため、尊いものが出現するに先だつて行ひ、また尊いものが動いてゐる間も行なつてゐるのである。

古い例としては神宮のものがある。まづ『建久元年内宮遷宮記』⁽⁴⁾には

次奏「鶴鳴、于、時出御（中略）祭主先參、警蹕、微音」とある。

『建久九年內宮仮殿遷宮記』⁽⁴⁾にも

御出之間、御巫内人瑞垣御門外東脇仁立天鶴鳴三声謹之、

（中略）自瑞垣御門、初警蹕、微音也

とあり、以下弘安二（一二七九）年、応長元（一三一）年、

寛政三（一七九二）年の遷宮記にも同様の記述がある。

出御の瞬間は警蹕ではなく、鶴の鳴き真似をする所謂「鶴鳴三声」を行ふのみであるが、渡御の際には警蹕が行なはれる。

但し警蹕が微音であることに注目すべきである。微音とは字の如く小さい音の意であるが、警蹕を微音で行ふといふのである。ふつう神社祭式では祝詞を奏上するときに自分の氏名だけは憚つて微音で唱へるが、これは神にのみ聞かせる為である。人々を注意せしめるための警蹕が微音であつては、もはやそれは衆人を警するといふ警蹕の役割を果たしてゐない。神宮は他の神社と違つて特殊な部分が多いので、このやうな差異があるのは当然といへば当然なのだが、これはどういふことなのだろうか。

そもそも神宮では一般の参列者を想定してをらず、祝詞も神のみに聞かせるため、全て微音で奏上されるといふ。であれば、一般の参列者に注意を促す必要はなく、この警蹕は神に対する警蹕であつて、衆人を警する意義はないと云へる。

この警蹕が神に聞かせる警蹕だとすれば、そこにはどのやうな意味があるのでらうか。祭神である天照大御神に対して注意を促す意味がある訣ではないと思ふが、かつて折口信夫博士は「警蹕の意味は「尊い神が来た。悪い者よ。そこをどけ」とい

ふ事である。」といふ指摘をされてゐた。⁽⁴²⁾ とすれば、天照大御

神が通過するに当たつて、その場に蔓延する低級の神や、神のやうなもの、チとかヒとかミとかタマとかモノとかを、天照大御神に危害を加へることの無きやう払ふための警蹕であると考へることも一応できる。

これは憶測にすぎぬし、このやうな哲学的な考へは本稿の趣旨に反するので、これ以上は詳しく述べない。後考を俟ちたい。ともかく神宮では特殊な警蹕があると云ふ外ない。

神宮の出御の際の鶏鳴は、記紀神話に置いて天照大御神を天の岩屋から出させるために常世長鳴鳥を鳴かせたといふ記述に由来してをり、この常世長鳴は鶏であるとされる。鶏の鳴き声が邪を祓ひ夜明けを促すといふ観念は古くからあり、警蹕そのものではないにせよ、近しい性質を持つてゐるとも云へる。こと神宮は太陽神たる天照大御神を祭神とするため、その出御に当たつては警蹕ではなく鶏鳴を行ふことを採用してゐるのであらう。

六、神饌幣帛に対する警蹕

神社祭式には規定されてゐないが、神饌や幣帛が献られる際にも警蹕が行なはれることがあつた。

まづ八〇四年に成立した『皇太神宮儀式帳』⁽⁴³⁾には
　　欄宣内人物品等、御贊御前追⁽⁴⁴⁾持立⁽⁴⁵⁾（中略）御贊料理畢、
　　則如⁽⁴⁶⁾先持⁽⁴⁷⁾御贊御先追⁽⁴⁸⁾天照皇大神乃大御饌供奉
　　とある。これは三節祭の際に内宮の正宮に神饌を獻るときの記述であるが、その神饌を運ぶ際にその御先を追つてゐるとある。

八〇四年のことであるので、この「御前追」といふ行為が警蹕そのものであるかは分からぬが、これが警蹕であるとすれば、おそらくこれが神事に於ける警蹕の初見である。

神に獻る神饌は、獻ることによつて人の手を離れ神の所有物となるのであり、そのため神饌自体も非常に尊ばれる。それゆゑ神饌が運ばれる、つまり尊いものが動座するに当たつて、御先を追ふことが行なはれたのだらう。

『神宮明治祭式』⁽⁴⁹⁾には同様の場面に

次欄宣一員前行警蹕

とあり、ここでは「警蹕」といふ語になつてゐる。但しこれが微音であるかどうかは分からぬ。微音であるとすれば、その意義は渡御のものと同様であらうか。

後醍醐天皇が撰した『日中行事』⁽⁵⁰⁾には

渡殿にたてたる臺盤をだいながら二人してかきて、大床子のまへによこさまにゐたり、ばとう盤あり、次の人一人、この御だいばんをかきて一の御だいの南にたてざまにす

ふ、鬼の間のとりの障子を入ほど、はいぜんけいひつす
とある。「はいぜん」とは「陪膳」であり、御饌を献る役割の
名称であるが、その者が警蹕を行ふといふ。

また『枕草子』⁽⁴⁵⁾二十には

昼の御座のかたには、御膳まるる足音たかし。けいひちな
ど「おーしー」といふ声きこゆるも
とあり、『神事略』下にも

神幸を催し或は神饌を奉る時は警蹕す、警蹕声は於々と申
して、其声振始より口を開きてとなふべし、是を御饌の御先追ひ
てたてまつるといふ

とある。やはり天皇の食事や、神に獻る神饌が尊いものである
ので、その動座に当たつて警蹕が行なはれたのであらう。
『私祭要集』⁽⁴⁷⁾には

次文献

執事役、献「幣帛」と呼ぶ、左右の忌部役膳夫役、共に

称唯して、忌部役は神前に進み再挾し、手を一段打ちて、
忌部兩人ともに警蹕^声して、覆面を覆ふことなり、「口鼻」をかく、
膳夫役は御食殿にいり、忌部役の警蹕終るを待ち、膳夫
役兩人共に警蹕^三して、覆面をかけ、太玉串、花瓶、御

酒、御食、其の外諸の供物を持運ぶ、

とある。これは幣帛を献る際の警蹕であるが、どうも幣帛が動
座するための警蹕といふよりも、献る者同士の合図のやうにも

思へる。警蹕の觀念の変化の例であらうか。しかし本義はやは
り尊いものが動座するに当たつての衆人を警するための警蹕で
あつたはずである。
神饌幣帛が神や天皇と同等のレベルまで尊ばれたためこのや
うなことが行なはれたのだらうが、やはり神饌幣帛は神や天皇
そのものではないからか、神社祭式には神饌幣帛に対する警蹕
は規定されなかつた。

七、警蹕の沿革と帰趨

漢籍及び我が國の典籍に見える「警蹕」は、天子・天皇の動
座に際して、それに先だつて衆人を警し、不敬無きやうにする
ためのものであつた。尊いものが出現するといふ共通点から、
社殿の扉の開閉に際しても稻荷大社を始めとして行はれるやう
になり、明治四十年の祭式作法の体系化の際にこれが規定され
た。祭祀に於ける降神に於いても、尊いものがその場に現れる
といふ共通点から、神を降ろす行為に先だつて警蹕が行なは
れ、昭和十七年の改訂の際にこれが規定された。

これらは「御先を追ふ声」であつたが、御扉開閉は神の動座
ではないため昭和十七年に警蹕は削除され、しかし衆人を警す
必要から昭和二十三年に復活された。降神においてはやはり

衆人を警する必要から、昭和二十三年に降神詞奏上の間に改められた。

また渡御に於いても、尊い神体が動座することから、衆人を警するため警蹕が行なはれてゐる。

神饌や幣帛が奉られる際にも、それらが尊ばれたため警蹕が行なはれる例もあつたが、神社祭式には規定されなかつた。

今は漢籍に於いては、神事に於ける警蹕の例は管見では見当たらない。無きことの証明は難しいが、中國に於いて神事では警蹕が行なはれないのだとすれば、我が國ではそれだけ天皇と神との距離が近かつたのだといふことが云へるのではないかとも思ふ。

例へば、うるさい人を注意するときに手を挙げて制することがあるが、これは一種の「警」つまり「警者 戒肅也」である。

また、大名行列などでは家臣が庶民に道を開けさせるが、これは一種の「蹕」つまり「蹕 止行人也」である。このやうに「警」や「蹕」を行ふに当つては様々な方法が考へられ得る。そのやうな中でも、声を發するといふことは最も単純でかつ効果的な方法であつたのだらう。それゆゑ現在はそのやうな形で残つてゐるのだと思はれる。学校で先生が生徒に「静かにしなさい」と言ふのもまた広義の警蹕の意味を持つた行為であらうが、天皇や神が関はる儀礼の場では厳肅性も必要であるの

で、さう直接言ふのではなく、「オ」や「ヲ」、「オシ」、「ケイヒ」などの発声を以てさうさせたのだらう。

以上のやうな沿革を経て、警蹕は、時代に即してそのあり方を変化させつゝも、「衆人を警する」といふ本義は一定とし、現在の形に帰趨してゐることが確認された。

注

(1) 神社本庁編『改訂増補神社祭式行事作法指導要綱』(神

社新報社 平成二十三年) 一三二頁

(2) 『十三經注疏 周禮注疏』(新華書店 平成十二年)

九八一頁

(3) 『二十四史 史記』(中華書局 昭和五十七年) 五二八頁

(4) 『新編漢文大系 史記五 世家上』(明治書院 昭和五十二

年) 一一三〇頁

(5) ここでは「蹕」ではなく「蹕」の字が用ゐられてゐるが、

『玉篇』の蹕の項に「止行也與蹕同。」とあり、「足が畢はる」「走が畢はる」であるので、これらは同義の字であると云へる。

(6) 『二十四史 漢書』(中華書局 昭和三十七年)

(7) 前掲注 (6) 五六五頁

(8) 『二十四史 後漢書』(中華書局 昭和四十年) 四六六頁

- (9) 『新訂増補国史大系日本書紀後篇』(吉川弘文館 昭和四十六年) 一二二頁
- (10) 前掲注(9) 三四六頁
- (11) 『新訂増補国史大系統日本紀前篇』(吉川弘文館 昭和四十三年) 二五四頁
- (12) 『新日本古典文学大系 続日本紀三』(岩波文庫 平成四年) 一二四一頁
- (13) 『新訂増補国史大系日本後紀』(吉川弘文館 昭和五十年) 一七頁
- (14) 『新訂増補国史大系交替式・弘仁式・延喜式前篇』(吉川弘文館 昭和四十七年) 一五四頁
- (15) 『新訂増補国史大系延喜式中篇』(吉川弘文館 昭和四十七年) 四九八頁
- (16) 『神道大系朝儀祭祀編二西宮記』(神道大系編纂委員会 平成五年) 六六五頁
- (17) 『一条兼良著江次第抄』(続々群書類從第六卷) 国書刊行会 昭和四十四年 所収 六一八頁
- (18) 源氏物語や大鏡などの王朝文学では、天皇ではなく大臣に対して警蹕を行つてゐる例があり、天皇の権威が閥与してゐない。しかし、これは物語であるので、例外と思はれる。
- (19) 北野本では繼体天皇の段に登場する「警蹕」には訓が附されてゐないが、天武天皇の段に登場する「警蹕」には「みさきおひ」と訓が附されてゐる。穗久邇文庫本は繼体天皇の段では「警蹕前駆」の四字を、天武天皇の段では「警蹕」の二字を「みさきおひ」と訓ませてゐる。
- (20) 伊勢貞丈著『貞丈雜記』(増訂故実叢書二) (吉川弘文館 昭和三年) 所収 一五四頁
- (21) 伊勢貞丈著『安齋隨筆』(増訂故実叢書二十二) (吉川弘文館 昭和四年) 所収 一三三七、一二三八頁
- (22) 神宮司庁編『大神宮叢書神宮典略前篇』(臨川書店 昭和四十六年) 五四九頁
- (23) 『稻荷神社資料』所収であるが、原典に当たれないためした。
- (24) 神社本庁編『神社祭式行事作法典故考究』八一頁に記載のものを引用
- (25) 半井真澄著『神職宝鑑』復刻版(臨川書店 平成元年) 八十一丁ウ
- (26) 前掲注(25) 奥書一頁
- (27) 前掲注(1) 九四、九五頁。以降、御扉開閉の規程の引用はこれによる。

- (28) 長谷晴男著「新訂増補神社祭式同行事作法教本」(神社新報社 平成二十四年) 一三一頁
- (29) 前掲注 (28) 一三二頁
- (30) 「神道大系神宮編一」(神道大系編纂會 昭和五十五年)
- 三〇一、三〇二頁
- (31) 六人部是香著「私祭要集」(明治九年) 四丁
- (32) 古川躬行著「神事略」(汲古堂 明治年間) 十六、十七頁
- (33) 前掲注 (28) 一三四頁
- (34) 前掲注 (28) 一三五頁
- (35) 前掲注 (1) 九八頁 以下、降神の規程の引用はこれによる。
- (36) 前掲注 (34)
- (37) 前掲注 (34)
- (38) 前掲注 (23)
- (39) 前掲注 (25) 八一丁ウ
- (40) 「建久元年内宮遷宮記」(『神宮遷宮記第一卷』(神宮司庁 昭和五年) 所収 一三三頁 原本は鎌倉末期写と云はれる。)
- (41) 「建久年内宮仮殿遷宮記」(前掲『神宮遷宮記第一卷』) 所収 一二三頁
- (42) 折口信夫「大嘗祭の本義」『折口信夫全集三卷』(中央公論社 昭和四十一年) 所収
- 神社祭式行事作法「斎蹕」の沿革と帰趣(足立)
- (43) 「神道大系神宮編 皇太神宮儀式帳止由氣宮儀式帳太神宮諸雜事記」(神道大系編纂委員会 昭和五十四年) 二八頁
- (44) 「神宮明治祭式卷三」(神宮司庁 明治八年) 四丁ウ
- (45) 後醍醐天皇撰「日中行事」元禄十三年写
- (46) 「新潮日本古典集成 杠草子上」(新潮社 昭和五十二年) 五三頁
- (47) 前掲注 (31) 四丁ウ五丁オ
- (あだち りょう・
皇學館大學大學院神道學專攻博士前期課程)